

## 設計住宅性能評価内容書（性能表示事項）

020-50-2020-1-1-08031

必須	実施	表示事項		表示の方法
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）		等級3・等級2・等級1・評価対象外（免震建築物）
-	<input type="radio"/>	1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）		等級3・等級2・等級1・評価対象外（免震建築物）
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1-3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		免震建築物・その他
-	<input type="radio"/>	1-4耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		等級2・等級1
-	<input type="radio"/>	1-5耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）		等級2・等級1・該当区域外
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		地盤調査方法・地盤改良方法 地盤の許容応力度・杭状改良地盤の許容支持力度 杭の許容支持力・改良地盤の許容支持力
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1-7基礎の構造方法及び形式等		直接基礎：構造方法・形式 杭基礎：杭種・杭径・杭長
-	-	2-1感知警報装置設置等級（自住戸火災時）		等級4・等級3・等級2・等級1
-	-	2-4脱出対策（火災時）		直通階段に直接通ずるバルコニー・隣戸に通ずるバルコニー ・避難器具・その他・該当なし
-	-	2-5耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））		等級3・等級2・等級1・該当なし
-	-	2-6耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））		等級3・等級2・等級1・該当なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3-1劣化対策等級（構造躯体等）		等級3・等級2・等級1
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	4-1維持管理対策等級（専用配管）		等級3・等級2・等級1
※1	<input type="radio"/>	5-1断熱等性能等級		地域区分：1・2・3・4・5・6・7・8 等級4・等級3・等級2・等級1
※1	-	5-2一次エネルギー消費量等級		地域区分：1・2・3・4・5・6・7・8 等級5・等級4・等級1
-	-	6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）		製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する 特定建材を使用する その他の建材を使用する 内装：等級3・等級2・等級1・該当なし 天井裏等：等級3・等級2・該当なし
-	-	6-2換気対策	居室の換気対策	機械換気設備・その他
-	-		局所換気設備	台所：機械換気設備・換気のできる窓・なし・該当なし 浴室：機械換気設備・換気のできる窓・なし・該当なし 便所：機械換気設備・換気のできる窓・なし・該当なし
※2	-	6-3室内空気中の化学物質の濃度等		特定測定物質の名称 特定測定物質の濃度 特定測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称 採取を行った年月日、採取を行った時刻並びに内装仕上げ工事の完了した年月日 採取条件 特定測定物質の濃度を分析した者の氏名又は名称
-	-	7-1単純開口率		単純開口率（%以上）
-	-	7-2方位別開口比		北面・東面・南面・西面・真上（%、%以上）
-	-	8-4透過損失等級		北面：等級3・等級2・等級1・該当なし 東面：等級3・等級2・等級1・該当なし 南面：等級3・等級2・等級1・該当なし 西面：等級3・等級2・等級1・該当なし
-	-	9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）		等級5・等級4・等級3・等級2・等級1
-	-	10-1開口部の侵入防止対策	a: 住戸の出入口	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である (シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部を含む) ・その他・該当する開口部なし
-	-		b: 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く)	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である (シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部を含む) ・その他・該当する開口部なし
-	-		c: a及びbに掲げるもの以外のもの	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である (シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部を含む) ・その他・該当する開口部なし

※1：5-1又は5-2若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる

※2：建設住宅性能評価のみの項目となる